

○羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日に関する条例

平成元年 3 月 10 日条例第 4 号

最終改正 平成 4 年 7 月 20 日条例第 3 号

(羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日)

第 1 条 次に掲げる日は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日とし、羽村・瑞穂地区学校給食組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から 31 日までの日

2 前項の規定は、羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日に羽村・瑞穂地区学校給食組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第 2 条 羽村・瑞穂地区学校給食組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもつて定めるものが羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日に当たるときは、羽村・瑞穂地区学校給食組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 7 月 20 日条例第 3 号）

この条例は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。